
EPO4. 輸出植物検査申請

業務コード	業務名
EPC	輸出植物検査申請

1. 業務概要

「輸出植物検査申請事項登録」業務または「輸出植物検査申請事項登録（再輸出）」業務終了後、植物防疫所に対して輸出植物検査申請を行う業務である。

本業務はシステムのオンライン運用時間内であればいつでも行うことができるが、植物防疫所が申請を受付けるのは植物防疫所の執務時間内に限られる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

特になし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照

（B）項目間関連チェック

なし

（3）システム状態チェック

本業務を行う場合は、植物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（4）DB関連チェック

（A）利用者

①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。

②輸出植物検査申請事項の登録を行った利用者または輸出植物検査申請事項（再輸出）の登録を行った利用者と同一であること。

（B）輸出植物検査申請番号

①「輸出植物検査申請DB」に登録されていること。

②事項登録されていること。

③無効でないこと。

④申請されていないこと。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000000000000000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000000000000000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）輸出植物検査申請DB更新処理

輸出植物検査申請を行った日時及び処理結果等を「輸出植物検査申請DB」に更新する。

（3）出力情報出力処理

入力された申請番号により「輸出植物検査申請DB」を検索し、後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
植物等輸出検査申請控 情報	輸出植物検査申請事項を登録した場合	入力者
植物等輸出検査申請控 (再輸出) 情報	輸出植物検査申請事項（再輸出）を登録した場合	入力者

7. 特記事項

特になし。